



介護職に復帰される方を 応援します！！



介護人材再就職準備金 貸付金のご案内

資格等取得後（介護福祉士、実務者研修、初任者研修修了者等）、介護業務の実務経験が1年以上ある方が介護福祉施設等に再就職する際に必要な費用をお貸しする制度です。

滋賀県内で継続して2年以上介護等の業務に従事すると
貸付金の返還が**全額免除**となります。

●貸付の対象になるのは？



下記①～④の要件をすべて満たしている方

- ①県内に所在する介護保険のサービスを提供する事業所または施設※に介護職員等として週20時間以上勤務する方（※居宅サービス等を提供する事業所もしくは施設または第一号訪問事業もしくは第一号通所事業を実施する事業所）
- ②介護人材として求められる一定の知識（資格）を有していること（次のいずれかに該当する方）
 - ・介護福祉士
 - ・介護職員実務者研修
 - ・介護職員初任者研修（介護職員基礎研修、ヘルパー1級、2級含む）
- ③上記資格を取得後、介護保険のサービスを提供する事業所または施設（①※と同様）において、介護職員等として実務経験が1年以上ある。（雇用期間が通算365日以上かつ従事日数が180日以上）
- ④直近の介護職員等として離職した日から、再就職する日までに1ヶ月以上経過し、あらかじめ滋賀県介護・福祉人材センターに“離職時の届出制度”への登録をした方
※雇用形態は問いません。

貸付対象となる再就職事業所種別（サービス種別）

訪問介護・介護予防訪問介護	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
夜間対応型訪問介護	看護小規模多機能型居宅介護（旧複合型サービス）
第一号訪問事業を実施する事業所	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
通所介護・介護予防通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
地域密着型通所介護	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設
第一号通所事業を実施する事業所	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設（介護医療院）

●貸付の条件は？

貸付限度額：40万円以内
（一括貸付、1人1回限り）

利 子：無利子

【貸付金の用途例】

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会
- ・参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- ・介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ・敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ・通勤用の自転車又はバイクの購入費 など